

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(建築都市局分)(令和6年4月分)

別紙3

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	交通部 交通政策 担当	228-7756	令和6年度 ICカード管理システム改修業務	ケーエスピー(株)	1,265,000	R6.4.1	本業務は、既存のICカード管理システムを継続して使用することを前提として、システム全体の機能を損なうことなく、機能追加、機能変更、機器更新対応等を実施するものである。本業務の履行においては、詳細な設定や各種サーバの構成等、当該システムについての高度かつ詳細な知識や技術が不可欠であり、当該システムを構築した者以外による履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第2項第2号)	1者随契	
2	住宅部 住宅管理課 住宅改良課	228-8343 228-8113	市営住宅管理システム 保守点検業務	日本電気(株) 関西支社	3,905,880	R6.4.1	本業務は市営住宅管理システムに係る運用保守業務を行うものであり、適切な履行には市営住宅管理システムに係る知識及び保守に係る技術が必要不可欠であり、当該知識等を有しない者が既存システムの運用作業を行うことは不可能である。 仮に詳細な知識等を有しない者が履行する場合は当該システムの詳細な知識等を有していないことから、重大な設定漏れが起こり得たり、障害発生時の対応に遅れが生じたり等、システムの安定稼働に重大な影響を与えることが予想されるため、本業務を詳細な知識等を有しない者に履行させることはできない。 市営住宅管理システムについての詳細な知識等を有している者は、本システムを開発した日本電気株式会社以外に無いため、当該業者への随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
3	住宅部 住宅改良課	228-8113	協和町・大仙西町住宅 エレベータ設備保守点検業務 (協和町東5号館ほか)	日本オーチス・エレベータ(株) 西日本支社	9,279,600	R6.4.1	当該エレベータ設備は、住宅の居住者が24時間使用しており、故障に対し迅速に復旧できるよう、エレベータ設備の運行状況を24時間遠隔監視し、故障発生時は居住者の生活に支障をきたすことのないよう、迅速な把握・復旧が必要である。 24時間遠隔監視で本業務を履行できる業者は、当該設備機器の製造業者の日本オーチス・エレベータ株式会社西日本支社以外にいないため、当該業者と随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
4	住宅部 住宅改良課	228-8113	協和町・大仙西町住宅 エレベータ設備保守点検業務 (東7号館ほか)	(株)日立ビルシステム 関西支社	5,286,600	R6.4.1	当該エレベータ設備は、住宅の居住者が24時間使用しており、故障に対し迅速に復旧できるよう、エレベータ設備の運行状況を24時間遠隔監視し、故障発生時は居住者の生活に支障をきたすことのないよう、迅速な把握・復旧が必要である。 24時間遠隔監視で本業務を履行できる業者は、当該設備機器の製造業者の株式会社日立ビルシステム以外にいないため、当該業者と随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
5	住宅部 住宅改良課	228-8113	協和町・大仙西町住宅 エレベータ設備保守点検業務 (大仙西1号館ほか)	三菱電機ビル ソリューションズ(株) 関西支社	17,442,150	R6.4.1	当該エレベータ設備は、住宅の居住者が24時間使用しており、故障に対し迅速に復旧できるよう、エレベータ設備の運行状況を24時間遠隔監視し、故障発生時は居住者の生活に支障をきたすことのないよう、迅速な把握・復旧が必要である。 24時間遠隔監視で本業務を履行できる業者は、当該設備機器の製造業者のメンテナンス部門である三菱電機ビルソリューションズ株式会社以外にいないため、当該業者と随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	

6	住宅部 住宅改良課	228-8113	協和町・大仙西町住宅 エレベータ設備保守点検業務 (西団地A棟ほか)	フジテック(株) 近畿統括本部	9,741,600	R6.4.1	当該エレベータ設備は、住宅の居住者が24時間使用しており、故障に対し迅速に復旧できるよう、エレベータ設備の運行状況を24時間遠隔監視し、故障発生時は居住者の生活に支障をきたすことのないよう、迅速な把握・復旧が必要である。 24時間遠隔監視で本業務を履行できる業者は、当該設備機器の製造業者のフジテック株式会社以外にいないため、当該業者と随意契約を行うものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
7	住宅部 住宅改良課	228-8113	協和町・大仙西町住宅テレビ 共聴設備保守点検業務	(株)ジェイコムウエスト 堺局	3,400,100	R6.4.1	本業務は、テレビを安定供給させるためテレビ共聴設備を定期的に点検及び保守することを目的とするものであり、当該目的を達成するためには、当該テレビ共聴設備の引き込みケーブル状況・盤内増幅器等詳細な知識及び保守に係る技術が必要となる。 当該契約者は、当該団地にケーブルテレビサービスを提供しており、当該団地のテレビ共聴設備を詳細に把握していることから、夜間・休日の緊急事態発生時にも迅速に対応し復旧させることができる唯一の業者である。そのため、当該業者と随意契約するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
8	住宅部 住宅改良課	228-8113	協和町・大仙西町住宅敷地内 除草清掃業務	公益財団法人 堺市就労支援協会	36,591,380	R6.4.1	本業務は、協和町・大仙西町住宅敷地内の除草清掃とあわせて、業務を活用して市内在住の障害者、ひとり親家庭の母親、生活保護受給者等の就労困難者に対する就労訓練を実施する業務である。 作業内容が比較的軽易で取り組みやすいこと、業務に必要な技術の習熟が見込まれること、民間企業においても同様の業務が多く見込まれることから、当該就労困難者の民間企業への就労を支援するものとして、発注することに適しているものである。 公益財団法人堺市就労支援協会は、本市と連携して就労困難者を中心とした市民の就労促進等に取り組み、地域就労支援センターにおける雇用・就労相談等において本市の雇用情勢や就労困難者の状況に精通し、就労困難者に対する就労訓練や就職支援の実績・ノウハウを有する唯一の団体である。 以上のことから、本業務は性質・目的が競争入札に適さず、公益財団法人堺市就労支援協会へ随意契約するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
9	住宅部 住宅改良課	228-8113	協和町・大仙西町住宅集会所 清掃及び管理業務	公益財団法人 堺市就労支援協会	4,107,947	R6.4.1	本業務は、協和町・大仙西町住宅集会所清掃等とあわせて、就労困難者に対する就労訓練を実施する業務である。 業務内容が比較的軽易で取り組みやすいこと、業務に必要な技術の習熟が見込まれること、民間企業においても同様の業務が多く見込まれることから、当該就労困難者の民間企業への就労を支援するものとして、発注することに適しているものである。 公益財団法人堺市就労支援協会は、本市と連携して就労困難者を中心とした市民の就労促進等に取り組み、地域就労支援センターにおける雇用・就労相談等において本市の雇用情勢や就労困難者の状況に精通し、就労困難者に対する就労訓練や就職支援の実績・ノウハウを有する唯一の団体である。 以上のことから、本業務は性質・目的が競争入札に適さず、公益財団法人堺市就労支援協会へ随意契約するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	

10	開発調整部 建築安全課	228-7936	建築計画概要書閲覧システム 新規データ入力業務	アジア航測(株) 大阪支店	7,900,200	R6.4.1	本業務は、建築計画概要書の座標などのデータ入力を行うものであり、本システムに搭載されているGISソフト以外でデータの取り込みを行うとエラーが発生するため、業務を履行するには、既存システムで使用しているGISソフトのライセンスが必要となる。 現在、既存システムで使用しているGISソフトのライセンスは、発行元の撤退により、新規に入手できない状況であり、国内のサポートは、既存システムを構築し、代理店契約を締結しているアジア航測株式会社1社のみである。また、他社への販売履歴はなく、開発事業者としては、アジア航測株式会社が当該ソフトを国内で唯一保有している。 また、本市が所有しているシステムは、ライセンス規約により貸出ができず、業務時間内は当該システムを使用しているため、執務室内で作業することも不可能である。 以上のことより、本業務を適正に履行できる者は、既存システムで使用しているGISソフトのライセンスを開発事業者として保有しているアジア航測株式会社以外にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
11	開発調整部 建築防災推進課	228-7482	特定建築物及び建築設備等 定期報告関係業務	一般財団法人 大阪建築防災センター	3,172,400	R6.4.1	本業務を履行するには、建築災害防止、建築防災対策推進に必要な専門的知見・技術を有し、関係法令に熟知していること、定期報告制度の趣旨を理解していること、及び通知・報告受付・督促・周知啓発において、リフォーム工事等を勧誘することのない公共性・非営利性が高い受託者が業務に携わる必要があるため、競争入札により事業者を決定することに適しない。 当該センターは、府内における建築災害を未然に防止し、国民生活の安全確保に寄与するために、定期報告制度の普及啓発や技術指導等に関する事業をはじめとする建築基準法に関する専門的知見・技術を必要とする事業を行う目的で、昭和48年(1973年)12月に大阪府知事から設立認可を受け、大阪府内の全特定行政庁と社団法人大阪公益府建築士会をはじめとした建築関係の各種団体が一体となって出資し、設立された極めて公共性・非営利性が高い法人である。以降、設立目的に沿って、府内の全特定行政庁の委託を受け、建築基準法第12条に基づく定期報告対象建築物の所有者、管理者、検査資格者を把握し、定期報告の整備を行っている。 以上のことから、当該相手方の発注を通じて本業務を履行することが最も適しており、随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
12	開発調整部 建築防災推進課	228-7482	木造住宅無料耐震診断事業に係る委託業務	特定非営利活動法人・家・街 安全支援機構	-	R6.4.1	本業務では、市民が安心して住み続けられるすまいづくりを実現できるように、建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定により国土交通省により策定された、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針に基づき、市民が安心して耐震診断が実施できる環境整備、相談体制の設置等が求められている。 上記目的を達成するためには、耐震診断中、結果説明中や診断後にも利用者に対して不適当な勧誘が行われないことなど市民が信頼感・安心感をもって受診できるよう、公共性・非営利性が高い団体であることが求められる。また、市民の耐震診断の受診機会を広く確保することが必要とされる。 以上の理由により、本業務は入札により特定の事業者によるのみ業務を委託することに適さず、大阪建築物震災対策推進協議会参加の建築関係団体のうち、非営利団体で耐震診断員紹介実績のあるものと随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 一戸建住宅 79,420円/件ほか

13	開発調整部 建築防災 推進課	228-7482	木造住宅無料耐震診断事業に 係る委託業務	大阪建設労働組合	-	R6.4.1	本業務では、市民が安心して住み続けられるすまいづくりを実現できるように、建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定により国土交通省により策定された、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針に基づき、市民が安心して耐震診断が実施できる環境整備、相談体制の設置等が求められている。 上記目的を達成するためには、耐震診断中、結果説明中や診断後にも利用者に対して不適當な勧誘が行われないことなど市民が信頼感・安心感をもって受診できるよう、公共性・非営利性が高い団体であることが求められる。また、市民の耐震診断の受診機会を広く確保することが必要とされる。 以上の理由により、本業務は入札により特定の事業者によりのみ業務を委託することに適さず、大阪建築物震災対策推進協議会参加の建築関係団体のうち、非営利団体で耐震診断員紹介実績のあるものと随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 一戸建住宅 79,420円/件ほか
14	開発調整部 建築防災 推進課	228-7482	木造住宅無料耐震診断事業に 係る委託業務	一般社団法人 大阪府建築士事務所協会	-	R6.4.1	本業務では、市民が安心して住み続けられるすまいづくりを実現できるように、建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定により国土交通省により策定された、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針に基づき、市民が安心して耐震診断が実施できる環境整備、相談体制の設置等が求められている。 上記目的を達成するためには、耐震診断中、結果説明中や診断後にも利用者に対して不適當な勧誘が行われないことなど市民が信頼感・安心感をもって受診できるよう、公共性・非営利性が高い団体であることが求められる。また、市民の耐震診断の受診機会を広く確保することが必要とされる。 以上の理由により、本業務は入札により特定の事業者によりのみ業務を委託することに適さず、大阪建築物震災対策推進協議会参加の建築関係団体のうち、非営利団体で耐震診断員紹介実績のあるものと随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 一戸建住宅 79,420円/件ほか